

民間テナントオフィスビル情報発信基準

(趣旨)

1 この基準は、堺市が中小企業者の都心地域への集積及び市内定着を図るため、民間テナントオフィスビルの情報を発信することについて必要な事項を定める。

(定義)

2 この基準における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 都心地域 別表1に規定する地域をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。
- (3) ビル オフィス（事務所）を主用途として建てられた民間テナントオフィスビルをいう。

(情報発信できる要件)

3 情報発信できる要件は、次の各号全てを満たすこととする。

- (1) ビルが都心地域内に立地していること
- (2) ビルを情報発信することにより、本市の信用を損なう恐れがないこと
- (3) ビル所有者が本市の産業振興施策に協力すること
- (4) ビル所有者が関係法令を遵守し、ビル所有者及びビルに係る市税の滞納がないこと
- (5) ビル所有者が本市の求めに応じてビルの現況を報告すること

(情報発信する内容)

4 情報発信する内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ビルの名称、所在地、竣工年月日、構造、階数
- (2) ビルの通信インフラ、床仕様、入出管理、空調、電気容量、エレベータ、駐車場
- (3) 入居に関する問合せ・申込先の名称、所在地、電話番号、FAX番号、URL

(情報発信の中止)

5 市長は、次の各号に該当していることが判明した場合、情報発信を中止することができる。

- (1) 情報発信できる要件を満たさなくなった場合
- (2) ビル所有者が変更になった場合
- (3) その他社会通念上、中止することが適当と認められる場合

6 前項にかかわらず、ビル所有者から申出があった場合は、情報発信を中止することができる。

(委任)

- 7 この基準に定めるもののほか、民間テナントオフィスビルの情報発信について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この基準は、平成21年10月1日から施行する。

別表1

いざれも堺区

北三国ヶ丘町1丁～3丁、中三国ヶ丘町1丁～3丁、北花田口町1丁～3丁、南花田口町1丁～2丁、北瓦町1丁～2丁、中瓦町1丁～2丁、三国ヶ丘御幸通、南瓦町、新町、一条通、翁橋町1丁～2丁、櫛屋町東1丁～4丁、櫛屋町西1丁、戎之町東1丁～5丁、戎之町西1丁～2丁、熊野町東1丁～5丁、熊野町西1丁～3丁、市之町東1丁～6丁、市之町西1丁～3丁、甲斐町東1丁～6丁、甲斐町西1丁～3丁、大町東1丁～4丁、大町西1丁～3丁、戎島町1丁～4丁、栄橋町1丁～2丁、竜神橋町1丁～2丁、北半町東、北半町西、北旅籠町東1丁～2丁、北旅籠町西1丁～3丁、桜之町東1丁～2丁、桜之町西1丁～3丁、綾之町東1丁～2丁、綾之町西1丁～3丁、錦之町東1丁～3丁、錦之町西1丁～3丁、柳之町東1丁～2丁、柳之町西1丁～3丁、九間町東1丁～3丁、九間町西1丁～3丁、神明町東1丁～3丁、神明町西1丁～3丁、宿屋町東1丁～3丁、宿屋町西1丁～3丁、材木町東1丁～4丁、材木町西1丁～3丁、車之町東1丁～3丁、車之町西1丁～3丁、三宝町1丁、海山町1丁、山本町1丁、神南辺町1丁、宿院町東1丁～4丁、宿院町西1丁～2丁、中之町東1丁～4丁、中之町西1丁～2丁、寺池町東1丁～4丁、寺池町西1丁～2丁、少林寺町東1丁～4丁、少林寺町西1丁～2丁、新在家町東1丁～4丁、新在家町西1丁～2丁、南旅籠町東1丁～4丁、南旅籠町西1丁～2丁、南半町東1丁～2丁、南半町西1丁～2丁